

肱南コミュニティセンター広告付き案内表示板(デジタルサイネージ)設置事業

実施要領

令和 8 年 7 月 21 日

1 目的

本事業は、「肱南コミュニティセンター広告付き案内表示板(デジタルサイネージ)」を設置するに当たり、設置及び管理運営等を行う事業者を選定することを目的とする。

2 肱南コミュニティセンターの概要

- (1) 所在地 愛媛県大洲市大洲 1 番地 5 肱南コミュニティセンター
- (2) 開庁時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (3) 閉庁日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）

3 業務内容

- (1) 肱南コミュニティセンターに広告及び案内表示板(デジタルサイネージ)（以下「案内表示板」という。）を無償で企画・製作し設置する。
- (2) 案内表示板の設備を維持管理し、定期及び随時に情報の更新を行う。
- (3) 案内表示板を広告媒体として運用し、広告を募集・掲出する。

4 募集内容

別紙 1「肱南コミュニティセンター広告付き案内表示板(デジタルサイネージ)設置事業仕様書」記載のとおり

5 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び市税に滞納がない者であること。
- (5) 大洲市建設工事等入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (7) 他の官公署において、本募集と類似の実績を有する者。

6 スケジュール

項 目	期 日	備 考
申込受付(書類提出)期間	令和8年7月21日(火)～8月10日(月)	持参又は郵送 午後5時15分(必着)
質問受付期間	令和8年7月21日(火)～7月27日(月)	電子メール 午後5時15分(必着)
質問に対する回答	令和8年8月3日(月)	大洲市公式ホームページにて回答
プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	実施しません。(書類審査のみ) 必要に応じてヒアリングを行う場合があります。	
選定結果の通知及び公表	令和8年9月初旬 予定	電子メール、文書 大洲市公式ホームページにて公表
協定書の締結	令和8年9月中旬 予定	

7 応募申込み手続き

申込みに当たっては、本実施要領のほか下記書類を必ずご確認の上、応募してください。

	関 連 資 料
別添1	肱南コミュニティセンター広告付き案内表示板(デジタルサイン)設置事業仕様書
別添2	肱南コミュニティセンター広告付き案内表示板(デジタルサイン)設置事業実施に係る協定書(案)
別添3	大洲市広告事業実施要綱
別添4	大洲市広告事業掲載基準

(1) 申込受付(書類提出)期間

令和8年7月21日(火)から令和8年8月10日(月)まで

土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出書類及び部数

	提出書類	様式等	部数
①	応募申込書	様式第1号	正本1部、副本6部
②	誓約書	様式第2号	正本1部、副本6部
③	同種実績調書	任意様式	正本1部、副本6部
④	会社概要書(企業パンフレット可)	任意様式	7部
⑤	企画提案書	任意様式	正本1部、副本6部
必要事項	ア	業務への理解	
	イ	案内表示板の機能等	
	ウ	設置運営方法	
	エ	広告運用方法(市に納付する広告料の提案を記載すること)	
	オ	事業推進体制	

(3) 提出方法

14に記載の担当課へ持参又は郵送(令和8年8月10日(月)午後5時15分必着)

(4) 提出書類作成上の注意

- ① 企画提案書の作成に当たっては、別添5「企画提案書作成要領」を参照してください。
- ② 提出書類の規格は原則としてA4判とします。図面等でA4判を超過するものは、A4判に折り込んでください。
- ③ 書類は、正本1部、副本6部提出してください。
- ④ 応募申込書等の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式第3号)を速やかに持参又は郵送にて14に記載の担当課へ提出してください。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年7月27日（月）午後5時15分必着

(2) 質問提出方法

質問書（任意様式）により、14に記載の担当課へ電子メールで行うこと。

(3) 回答方法

質問事項の回答は、令和8年8月3日（月）午後5時までに、大洲市公式ホームページにおいて掲載します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ電子メールにて回答します。

9 選定方法等

(1) 選定手順

市が設置する「肱南コミュニティセンター広告付き案内表示板(デジタルサイネージ)設置事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、下記「(2) 評価基準」に基づき、評価及び選定を行います。

なお、応募事業者が1者のみであっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

(2) 評価基準

評価項目		評価の内容	配点
業務への理解	1 本事業の目的・背景の理解	・業務内容を十分に理解し、提案内容に盛り込んでいるか。	10
案内表示板の機能	1 仕様	・規格・素材、耐久性の面で優れている。	30
	2 視認性	・案内表示板の内容・情報が見やすく、利用しやすいものであること。	
	3 操作性	・ポスター、会議室利用状況、その他市民への案内等に柔軟に対応できる。	
設置運営方法	1 設置方法	・案内表示板は固定され、転倒、落下、破損等の安全面への配慮が十分である。	20
	2 機器の保守	・定期的なメンテナンス体制を備えており、故障・トラブル発生時には迅速な復旧対応ができる。	
広告運用方法	1 広告主の募集方針	・広告料金の設定及び募集方法等が妥当である。	20
	2 苦情その他のトラブル対応	・苦情その他のトラブルに対応できる体制が確立している。	
事業推進体制の確保	1 事業実績	・過去に地方公共団体等の管理する施設において事業を運営した実績がある。	20
	2 事業の実施能力（体制）	・事業を実施する必要かつ十分な組織・人員体制が確保されている。 ・設置スケジュールが適正に設定管理されている。	

(3) 選定結果

選定結果については、応募事業者全員に電子メール及び書面で通知するとともに、大洲市公式ホームページにおいて公表します。

なお、審査の過程などに関するお問い合わせには一切応じませんのであらかじめご了承ください。

10 協定書の締結について

設置事業者に決定した者（以下「設置事業者」という。）は、提案内容に基づき市と協議を行い、両者協議が整った場合、本事業に係る協定書の締結を行うものとします。

なお、下記のいずれかに該当し、その設置事業者と協定の締結ができない場合は、次点者と交

渉を行うものとしします。

- (1) 「5 応募資格要件」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 設置事業者が本協定の締結を辞退したとき。
- (3) その他の理由により協定の締結が不可能となったとき。

11 使用許可申請の手続き

設置事業者は、別途、市が指定する期日までに、下記書類（各 1 通）を提出してください。

①	行政財産使用許可申請書（本市指定様式）
②	証明書類（発行日から 3 か月以内のもの） ○履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し ○財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） ○市内に本店又は営業所を有する者は、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書、市外に本店又は営業所を有する者は、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

12 設置事業者決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに本市と本事業に係る協定を締結しなかった場合、又は行政財産使用許可申請の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合

13 その他

- (1) 本応募に係る一切の費用は、全て応募事業者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は返却いたしません。
- (3) 本事業の仕様内容は、仕様書等にその予定を記載しているものであるため、仕様内容の確定については、協定書締結前に設置事業者との協議により変更する場合があります。
- (4) 企画提案書等の著作権は応募事業者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した応募事業者にすべて帰するものとしします。
- (5) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (6) 提出された書類は、大洲市情報公開条例に基づき非公開とすべき箇所を除き、開示する場合があります。
- (7) 本募集要項に定めのない事項については、市長が別に定めるものとしします。

14 担当課（募集に関するお問い合わせ先）

愛媛県大洲市役所 総合政策部 地域振興課 施設整備係

住 所：〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

電 話：0893-57-9989

F A X：0893-24-0080

E-mail：chiikishinkouka@city.ozu.ehime.jp